

マイナンバーカード

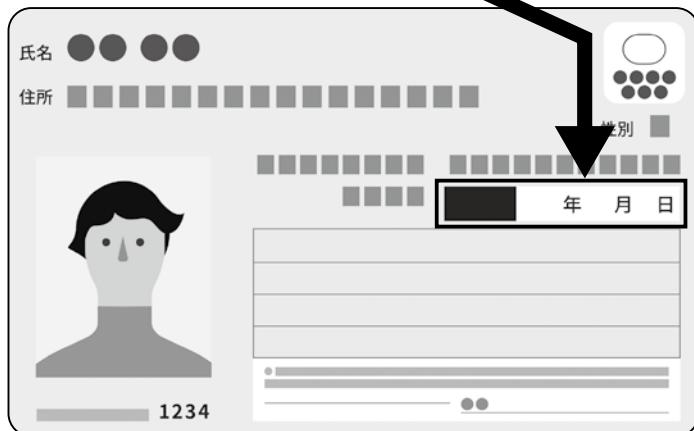
更新手続きのご案内

平成27年10月から運用が始まったマイナンバーカード。有効期限はカードを発行した日から10回目の誕生日です。（18歳未満は5回目）

令和7年に10年が経過し、カード本体の更新時期が来ている方がおられます。

有効期限はカード表面に記載されていますので、確認してみてくださいね。

更新にかかる手数料は無料です！



有効期限の2~3ヶ月前には、「有効期限通知書」がご自宅へ郵便で届きます。

この書類に「申請書ID」が記載されている方は、IDの右側にある「交付申請用QRコード」からオンライン申請ができます。

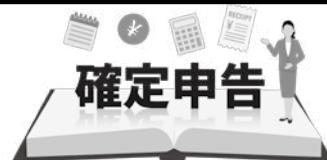
「申請書ID」が記載されていない方は、下記の必要書類を持って、住民課窓口へお越しください。

- ・有効期限通知書
- ・マイナンバーカード（有効期限内）
- もしくは本人確認書類

【問合せ】役場住民課 TEL：82-1112

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

年末調整や確定申告で社会保険料控除を受ける場合は、お送りする控除証明書をお使いください。



項目	対象者	送付方法	送付予定日
1	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方	郵送	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
2	1のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方（※）	電子送付	令和7年10月中旬から10月下旬にかけて順次
3	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方（1の対象者は除きます。）	郵送	令和8年2月上旬
4	3のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方（※）	電子送付	令和8年1月下旬

（※）「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った場合、郵送は行いません。

【問合せ】米子年金事務所 TEL：0859-34-6111

